

事例 1 会社設立

定 款

株式会社

定 款

前 文

(経営理念)

- ・どんな会社、店にしたいのか？

(商号・店の名前及び商号・店の名前の由来)

- ・どんな思いで会社名や店の名前をつけたのか？

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 花屋の経営
2. 生花、園芸用樹木、観葉植物及び園芸用品の販売、輸出入並びにフラワーアレンジメント業
3. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都 区に置く。

(機関構成)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第 3 2 6 条第 2 項に定める機関を設置しない。

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1, 0 0 0 株とする。

(株 券)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 9 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 1 0 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 1 1 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当

会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。

3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第14条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

第15条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会

の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。

3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の過半数の決定により定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第17条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第18条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席

した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を当社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第21条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 株主は、前項の代理権を2人以上の者に行使させてはならない。

(株式が相続等された場合の議決権)

第22条 当社の株式につき、相続等を原因として株式の準共有状態が生じた場合に、当該準共有者から申出があったときは、その者について法定相続分で割り切れる数の株式につき単独で議決権を行使することを認める。

(株主総会議事録)

第23条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間当社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第24条 当社の取締役は1名以上とする。

(取締役の資格)

第25条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。

(取締役の選任)

第26条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第27条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第28条 当社は、取締役の互選によって、代表取締役を定める。

- 2 代表取締役は社長とする。
- 3 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 4 取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

(補欠取締役)

第29条 当社は、取締役の欠員に備えて会社法第329条第2項の規定による補欠の取締役を選任することができるものとする。

2 補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することができる。

(業務執行)

第30条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年 月 日から翌年 月 日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第33条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第34条 剰余金の配当が、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないと

きは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第35条 当社の設立に際して出資される財産の価額は次のとおりとする。
金

(設立時発行株式に関する事項)

第36条 当社の設立時発行株式に関する事項は、次のとおりとする。

発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数

普通株式

設立時発行株式と引換えに払込む金銭の額

1株につき

金

成立後の株式会社の資本金の額に関する事項

資本金

金

(最初の事業年度)

第37条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成 年 月 日までとする。

(設立時取締役)

第38条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設 立 時 取 締 役

(設立時代表取締役)

第39条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役

(発 起 人)

第40条 発起人の氏名又は名称、住所並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式数並びに株式と引き換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

普通株式 株 金 円

(定款に定めのない事項)

第41条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上株式会社 を設立するため、発起人 の定
款作成代理人である は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名を
する。

平成 年 月 日

発起人

上記発起人の定款作成代理人